

## 千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会設置要綱

## (設置)

第1条 千葉県の犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援推進計画」という。）の策定に当たり、有識者等から広く意見を聴取するため、「千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

## (委員の所掌事務)

第2条 懇談会委員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 支援推進計画の策定に当たり、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、支援推進計画の策定に必要な事項。

## (組織)

第3条 懇談会は、環境生活部長が就任を依頼する委員6名以内をもって組織する。

2 委員の構成は、別紙に掲げる者とする。

## (座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長と副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は委員の互選により選任する。
- 3 座長は懇談会の議事を進行し、副座長は座長を補佐し座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (招集)

第5条 懇談会は、必要に応じて生活安全・有害鳥獣担当部長が招集する。

## (会議の公開)

第6条 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して会議を行う場合及び会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、懇談会において会議の一部又は全部を公開しないことと決定したときは、この限りではない。

## (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、千葉県環境生活部くらし安全推進課が行う。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

(失効)

2 この要綱は施行日以降、支援推進計画が公表されたときに、その効力を失う。

別紙

## 千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	所属等
1	伊東 秀彦	弁護士
2	大川 玲子	NPO 法人千葉性暴力被害支援センターちさと理事長
3	大橋 靖史	淑徳大学総合福祉学部 学部長 教授 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター理事長
4	今野 理恵子	武蔵野大学人間科学部 助教
5	澤田 美代子	公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター理事
6	堤 紳一	千葉県市長会 事務局長 千葉県町村会 事務局長